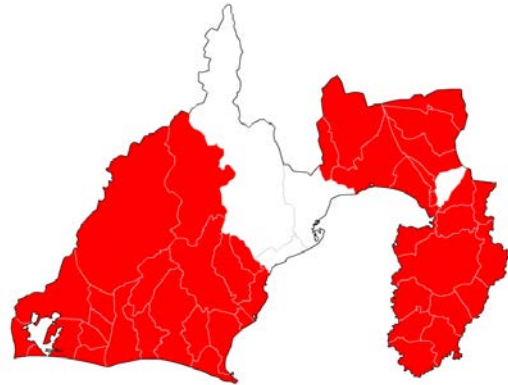


静岡県地域本社機能移転・拡充促進プロジェクト

都道府県名	静岡県
作成主体名	静岡県
区域の範囲	浜松市ほか 20 市 12 町



区域の範囲

浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市及び牧之原市並びに静岡県賀茂郡東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、長泉町及び小山町、榛原郡吉田町及び川根本町並びに周智郡森町の全域

地域再生計画の概要

静岡県は、地域独自の「場の力」を活かして「ものづくり」を中心に発展してきたが、近年、転出超過数が2年連続ワースト2位であり、若い世代の転出超過が顕著となっていることから、魅力ある雇用の場の創出を図ることが喫緊の課題となっている。

そのため、県内4つの地域で、それぞれの産業集積や地域資源を活かすとともに、企業の新規立地等に関する支援体制の構築、企業立地等に伴う初期投資の負担を軽減する補助制度、人材確保に関する支援等を行うことで、企業の本社機能の移転や拡充を促進し、地域における就労機会の創出等を図る。

適用される支援措置

地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例



新東名高速道路



清水港全景